児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業のお知らせ

この事業は、進学や就職により児童養護施設等を退所した者のうち、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者に対して家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行うとともに、児童養護施設等に入所中の者等に対し、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付を行うことで、安定して生活基盤を築き円滑な自立を支援することを目的に実施するものです。

貸 付 対 象

※平成28年1月20日以降の児童養護施設退所者等から適用

鳥取県内の児童養護施設、児童自立支援施設、自立支援ホーム（以下「児童養護施設等」）に入所中又は退所した者、里親若しくはファミリーホーム（以下「里親等」）に委託中又は委託を解除された者のうち次の要件に該当する者が対象となります。

生活支援費	児童養護施設等の退所者又は里親等の解除者のうち、保護者等から経済的な支援が見込まれず、大学等に在学する者（以下「進学者」）
家賃支援費	進学者のほか、児童養護施設等の退所者又は里親等の委託解除者のうち、保護者からの経済的な支援が見込まれず、就職している者（以下、就職者）
資格取得支援費	児童養護施設等の入所者又は里親等に委託中の者及び児童養護施設等を退所又は里親等の委託解除後４年以内で大学等に在学する者のうち、就職に必要となる資格の取得を希望する者（以下、資格取得希望者）

貸付期間及び貸付額

※すべて無利子

生活支援費	大学等（各種専修学校含む、大学院は除外）の正規の修学期間中（留年期間除外）月額５万円以内を貸付 医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち２４カ月間までは医療費などの実費相当額を貸付額に追加することができる
家賃支援費	進学者は大学等（各種専修学校含む、大学院は除外）の正規の修学期間中（留年期間除外）、就職者は退所又は委託解除後から２年間を限度に、一ヶ月あたりの家賃相当額（管理費及び共益費を含む）を貸付（ただし、居住地域の生活保護制度上の住宅扶助額の限度額以内）
資格取得支援費	資格取得に要する費用の実費２５万円以内を貸付

貸 付 申 込

「貸付申請書」に必要書類を添付して、児童養護施設等又は里親等を経由し、本会へ提出ください。

返 還 免 除

次の要件に該当する場合は、貸付金の返還の免除申請権が取得できます。（免除の適用には免除申請が必要）

進学者	大学等を卒業した日から１年以内に就職し、就職した日から５年間引き続き就業を継続したとき
就職者	就職した日から５年間引き続き就業を継続したとき
資格取得希望者	①就職した日から２年間引き続き就業を継続したとき ②ただし、大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付を受けた場合には、大学等を卒業した日から１年以内に就職し、かつ２年間引き続き就業を継続したとき

【問合せ先】鳥取県社会福祉協議会（担当：福祉振興部）
〒689-0201　鳥取市伏野1729-5　県立福祉人材研修センター内
TEL：0857-59-6344　　FAX：0857-59-6340
E-mail：fukushis@tottori-wel.or.jp　　URL http://www.tottori-wel.or.jp

（令和７年３月１０日版）